

一般財団法人 日本語教育振興協会 日本語教育機関教育活動評価実施要項

I 教育活動評価の目的・基本方針等

1 評価の目的

- (1) 日本語教育機関の教育活動の質的水準の向上
- (2) 日本語教育機関の内外における理解の促進
- (3) 各日本語教育機関における教育活動の改善

2 評価の方針

- (1) 「日本語教育機関教育活動評価基準」(別紙1参照)に基づく評価
- (2) 自己点検・評価に基づく評価

3 評価の対象

次の(1)から(3)を対象とします。

- (1) 日本語教育振興協会(以下「日振協」という。)維持会員
- (2) かつて日振協の維持会員で、新たに日振協維持会員となり、教育活動評価を受けることを希望する日本語教育機関
- (3) 告示後、留学生受入れ事業に3年以上の実績のある日本語教育機関で、教育活動評価を受けることを希望する日本語教育機関

II 評価の実施体制

1 教育活動評価委員会

教育活動評価委員会は、教育活動評価委員及び特別委員で構成し、日本語教育に関し学識経験のある者等のうちから理事会の議決を経て、理事長が委嘱します。

2 評価チーム

評価チームは、1機関につき、教育活動評価委員会の教育活動評価委員と特別委員で編成し、その委員の選任は教育活動評価委員会で行います。

III 評価基準と評価結果

1 評価基準

評価基準は、「日本語教育機関教育活動評価基準」(以下「評価基準」という。)を適用します。

2 評価基準設定の考え方

- (1) 関係法令や日本語教育機関の告示基準を遵守しているか。
- (2) 専ら外国人を対象とした日本語教育機関における教育活動の質保証は担保されているか。

3 評価基準の構成

評価基準は、1 学校運営から10 法令の遵守等まで10の大項目、32の小項目で構成されています。

この評価基準を自己点検・評価ができる形に整理したものが、「自己点検・評価票」(以下「評価票」という。)(別紙2参照)です。

この評価票の最初の大項目『1 学校運営 1. 1日本語教育機関の告示基準に適合している。』については、日本語教育機関から提出された「告示基準」適合状況点検表(以下「点検表」という。)(別紙3参照)で、確認されることになっています。

4 評価の最終表現

自己点検・評価 報告書(以下「報告書」という。)(別紙4参照)に記述された総合評価「[達成状況][課題・改善計画等】(600字から1500字以内で記述)」を踏まえ、総合所見「[達成状況][課題・改善要望等】」を付します。

IV 評価の方法

1 評価チームによる評価

評価票、点検表、報告書及び添付(根拠)資料に基づき、書類審査及び実地審査(リモート審査を含む。))により、評価チームが評価案を作成します。

原則として、点検表(別紙3)が確認されない限り、評価は行いません。

(1) 書類審査

評価チームが、報告書等の記述内容、添付(根拠)資料を確認します。

併せて、受審機関関係者に対して、書類審査時における不明な点などの確認、不足する資料の有無や再提出の依頼、報告書の記述を裏付ける調査などを行います。

(2) 実地審査 (リモート審査を含む。)

評価票の項目のうち、確認を要する内容については、評価チームが受審機関に出向き、関係者との意見交換等を通じて調査・確認します。

当該日本語教育機関側の出席者は、設置代表者(理事長)、校長のほか、主任教員、自己点検・評価の責任者など評価チームからの質問に対して責任をもって回答することができる教職員に出席をお願いします。

2 受審機関への通知と結果の公表

受審機関は、評価結果を書面による閲覧やホームページへの掲載などの方法で公表に努めてください。

日振協は、評価結果を日振協ホームページ及び日振協ニュースへ掲載するなどの方法で公表します。

V 評価料

評価料 維持会員 198,000 円 (消費税込)

非維持会員 396,000 円 (消費税込)

評価料は、所定の報告書及び添付(根拠)資料を日振協へ提出する前に日振協に送金し、申請時に送金通知書写しを併せて提出してください。

VI 評価の認定期間

- (1) 評価の認定期間は、新たな認定から3年とします。
- (2) 認定期間の始期は、原則として4月1日又は10月1日とします。
- (3) 2回目以降の評価は、評価を受けた年度から3年目の更新時期に受けるものとします。

VII 申請時期及び申請方法

1 申請時期

(1) 前記Iの3(1)該当の維持会員が、教育活動評価の認定を受けようとするときは、認定期間満了日の6か月前から3か月前までの間に申請してください。

(2) 前記Iの3(2)又は(3)該当の日本語教育機関が、教育活動評価の認定を受けようとするときは、随時、申請できます。

2 申請方法

所定の教育活動評価申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに日振協に提出してください。

VIII 変更の届出

認定を受けた日本語教育機関が、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第42号〔地方出入国在留管理局への報告〕の規定により、変更を地方出入

国在留管理局へ報告したときは、速やかに日振協に届け出てください。その際、地方出入国在留管理局からの受理通知及びその報告した内容の書類の写しを一部添えてください。

IX 認定の取消し

認定を受けた日本語教育機関において、評価終了後に虚偽の報告や事実の隠ぺい等重大な社会的倫理に反する行為が意図的に行われていたことが判明した場合には、教育活動評価委員会の審議を経て、認定の取消し等を行うことがあります。

X 実施規定

この要項の実施のために必要な事項は、教育活動評価委員会の審議を経て理事長が別に定めることができるものとします。

附 則

- 1 この要項は、平成29年10月4日から施行します。
- 2 審査・認定事業における認定の有効期間が平成30年3月末日で満了となる維持会員については、要項VII 1(1)の規定にかかわらず、申請受付期間は、平成29年12月1日から平成30年1月末日とします。
- 3 審査・認定事業における認定の有効期間の満了日が平成30年9月末日以降の維持会員で、平成30年4月1日に認定開始する教育活動評価の認定を受けることを希望する機関は、要項VII 1(1)の規定にかかわらず、申請受付期間は、平成29年12月1日から平成30年1月末日とします。

附 則

この要項は、令和元年7月23日から施行します。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行します。

附 則

この要項は、令和4年7月20日から施行します。ただし、V評価料は令

和4年10月1日からの受理分より適用します。